

地域包括ケアシステム構築支援業務仕様書

1 事業名称

地域包括ケアシステム構築支援業務

2 適用範囲

本仕様書は、生駒市（以下「発注者」という。）が、受注者に委託する「地域包括ケアシステム構築支援業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

3 業務期間

契約締結日～平成29年3月31日

4 業務内容

- (1) 本市における上位計画、関連計画の整理
 - ・地域包括ケアシステム構築に係る各要素について、「介護」、「介護予防」、「生活支援」を中心とした関連計画や施策の整理
- (2) 本市における現状把握・分析
 - ・介護給付の実績の分析、6期計画とのギャップの把握
 - ・将来の介護需要推計と現状の提供体制とのギャップの把握
 - ・生活支援体制整備に関するアンケート調査（H28.8実施）等既存の情報に基づく分析
 - ・認知症に関するアンケート調査（H28.12実施予定）等の情報に基づく認知症施策及び軽度な認知症症状を有する住民にとって安心した暮らしを提供しうる施策策定に通じる分析
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業の検証
 - ・本市の介護予防・日常生活支援総合事業についての現状のサービス供給状況と将来の需要推計とのギャップの把握（費用対効果を含む）及び新サービスの創設に向けた提案
- (4) 庁内会議の運営支援
 - ・庁内プロジェクトチームである「地域包括ケア推進会議」において、(1)～(3)により明らかになった本市の課題等を共有する。
 - ・全3回程度開催する。
 - ・受託者において、事前の企画、資料作成、当日のファシリテーション及び記録作成を行い、分析結果をロードマップに反映させる。
- (5) システム構築に係るロードマップの作成

- ・(1)～(4)を踏まえ、市の各部署が地域包括ケアシステム構築を具体的に推進するための行程（ロードマップ）を作成する。
- ・ロードマップは、現状分析等に基づき必要となる施策を提案し、時系列に示すだけでなく、目標と施策の因果関係を明示するとともに、目標の達成度を計測するための指標を同時に提示するものとする。

※本業務は、本市の喫緊の課題である「介護」・「介護予防」・「生活支援」の3分野を重点的な対象として実施する。

5 業務の進め方

- (1) 受注者は、業務に先立ち、事業実施計画、実施体制計画、業務スケジュール等を契約日から速やかに作成し、発注者の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、進捗状況等を発注者に逐次報告するほか、必要に応じて発注者と打ち合わせを行うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、その都度発注者の指示を受けて処理すること。
- (4) 受注者は、発注者が業務の進捗状況を把握するために資料等を要求した場合は速やかに対応すること。また、発注者の要請に応じて別途開催される会議がある場合には必要な資料を提供するとともに、必要に応じて会議に出席すること。

6 成果品の提出

- (1) 成果品
調査結果や運営状況等について、業務報告書を作成し、業務完了を報告する。
 - ・業務報告書 5部
 - ・業務報告書の電子データ 1枚（CD-ROMまたはDVD-ROM、修正・印刷が可能な様式で納品）なお、作成された成果品の著作権は本市に帰属するものとする。
- (2) その他
発注者が別途定める書類（完了届等）を提出するものとする。

7 その他

- (1) 業務遂行にあたり知り得た個人情報は、個人情報の保護に関する法令等及び生駒市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。
- (2) 受注者は、この仕様書に基づき、常に発注者と連絡を取り、その指示に従うこと。この仕様書のほか、事業の目的を達成するために必要な事項について発注者と受注者で協議することとする。
- (3) 受注者が業務を遂行するにあたり必要となるすべての経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。